

教第60号議案

教育長の臨時代理による神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見決定について

市会上程予定議案である神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例について、議長からなされる意見照会に対する意見決定を、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和31年11月教育委員会規則第8号）第3条の規定に基づき、教育長をして代理をさせる。

令和4年1月24日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 長谷川 達也

理 由

市会上程日程等の都合により、教育委員会会議に付議するいとまがないため。